



六管区水路通報第28号

令和6年7月19日

第六管区海上保安本部

【目次】

| | | | |
|-------|------|------------|----------|
| 第292項 | 瀬戸内海 | 播磨灘、津田湾北東方 | 海上訓練 |
| 第293項 | 瀬戸内海 | 福山港 | 岸壁築造工事 |
| 第294項 | 瀬戸内海 | 尾道糸崎港 | 航泊禁止区域設定 |
| 第295項 | 瀬戸内海 | 三島川之江港 | 花火打ち上げ |
| 第296項 | 瀬戸内海 | 北条港 | 花火打ち上げ |
| 第297項 | 瀬戸内海 | 呉港、呉区付近 | 救難訓練 |
| 第298項 | 瀬戸内海 | 広島港、第1区 | 航泊禁止区域設定 |
| 第299項 | 瀬戸内海 | 徳山下松港 | 施設灯一時撤去 |
| 第300項 | 豊後水道 | 宇和島港 | 花火打ち上げ |

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

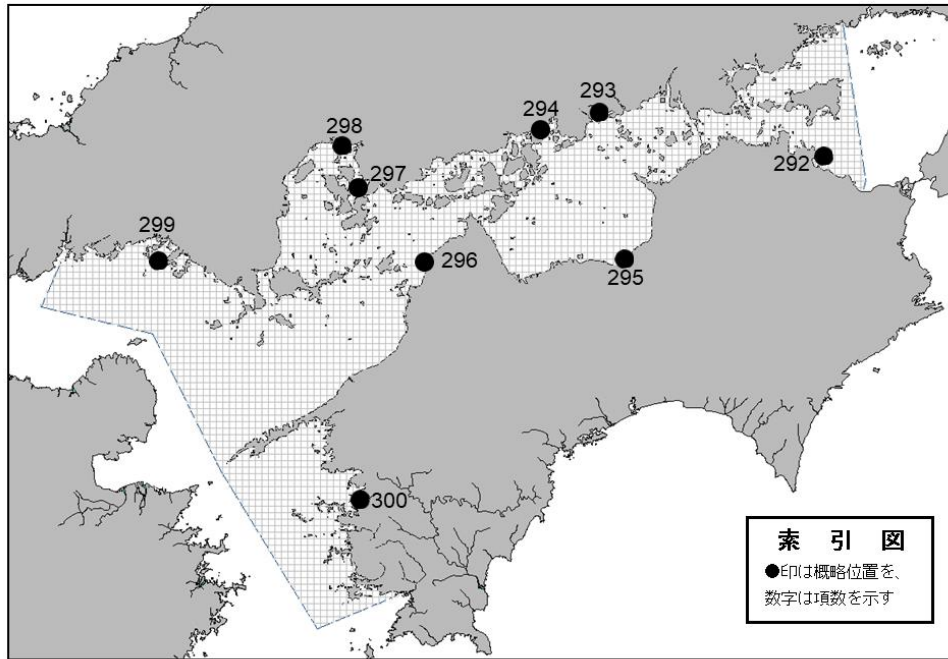
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年292項 瀬戸内海 — 播磨灘、津田湾北東方 海上訓練

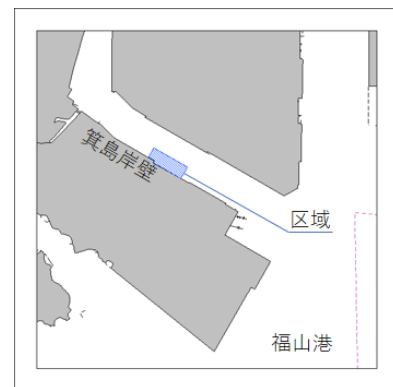
期間 令和6年8月7日(予備日8日)の0900~1600
 区域 34-20-22N 134-18-11Eを中心とする
 半径1海里の円内
 備考 巡視艇によるえい航訓練
 海図 W137A-JP137A-W150B-W106-
 JP106-W153-JP153
 出所 第六管区海上保安本部



★6年293項 瀬戸内海 — 福山港 岸壁築造工事

期間 令和6年8月1日~令和7年1月24日までの日出~日没
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-27-01N 133-25-14E(岸線上)
 (2) 34-27-06N 133-25-17E
 (3) 34-26-58N 133-25-34E
 (4) 34-26-52N 133-25-30E(岸線上)
 備考 (1) 工事区域を示す黄色灯付浮標を設置
 (2) 長さ160mを超える船舶が通航する場合は、
 240mの通航幅を確保する
 (3) 作業船はアンカー位置に浮標を設置し、
 夜間、区域内に停泊する
 (4) 潜水作業を伴う
 (5) 警戒船を配置

海図 W1137-JP1137
 出所 福山港長



★6年294項 瀬戸内海 — 尾道糸崎港 航泊禁止区域設定

期間 令和6年7月27日(予備日28日)の1900~2035

区域 (1)と(2)、(3)と(4)、(5)と(6)を結ぶ各線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-24-32.2N 133-12-21.2E(岸線上)
- (2) 34-24-23.0N 133-12-26.7E(岸線上)
- (3) 34-24-17.0N 133-12-14.8E(岸線角)
- (4) 34-24-17.0N 133-12-13.7E(岸線上)
- (5) 34-24-18.8N 133-12-11.5E(岸線角)
- (6) 34-24-26.2N 133-12-07.8E(岸線上)

- 備考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊が禁止される
ただし、港長が指定した船舶は除外される
(2) 区域を示す赤色灯4基及び黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
(3) 巡視艇等が警戒する

海図 W119-W114-W1118

出所 尾道糸崎港長公示第1号(令和6年7月18日)



★6年295項 瀬戸内海 — 三島川之江港 花火打ち上げ

期間 令和6年7月25日(予備日26日)の2000~2050

区域 33-59-34N 133-32-40Eの地点を中心とする
半径300mの円内

備考 警戒船を配置

海図 W165-JP165

出所 三島川之江港長



★6年296項 瀬戸内海 — 北条港 花火打ち上げ

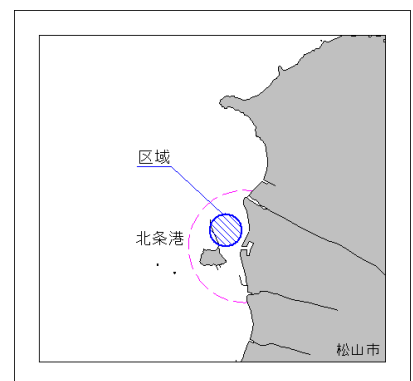
期間 令和6年7月27日(予備日28日)の2020~2100

区域 33-58-42N 132-46-02Eの地点を中心とする
半径300mの円内

- 備考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 警戒船を配置

海図 W141-JP141

出所 松山海上保安部



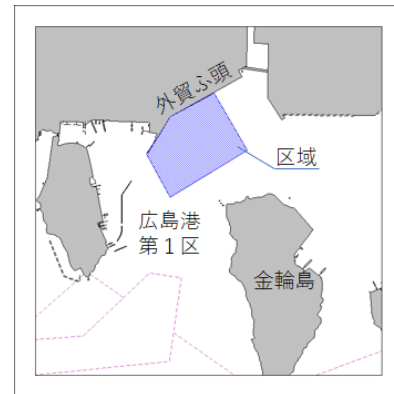
★6年297項 瀬戸内海 — 呉港、呉区付近 救難訓練

期間 令和6年7月29日1020～1210
区域 3地点により囲まれる区域
(1) 34-12.3N 132-31.7E
(2) 34-12.1N 132-30.3E
(3) 34-13.6N 132-30.3E
備考 巡視艇及び航空機による吊上げ、降下訓練
海図 W125-W1109-JP1109-W142-JP142-W1108-JP1108
出所 呉海上保安部



★6年298項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 航泊禁止区域設定

期間 令和6年7月27日の1900～花火打上げ終了まで
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-21-19.3N 132-28-32.5E (岸線上)
(2) 34-21-02.1N 132-28-44.6E
(3) 34-20-48.0N 132-28-16.4E
(4) 34-21-01.1N 132-28-07.7E (岸線角)
備考 (1) 花火大会に伴い、花火大会関係船舶及び港長が航泊を許可した船舶を除き、船舶の航泊が禁止される
(2) 区域を示す白・赤点滅灯付浮標18基、黄色灯付浮標18基を設置
(3) 警戒中の巡視船艇及び海上保安官から指示があった場合はこれに従うこと
(4) 花火大会が中止された場合は本制限は実施しない
海図 W1112A-JP1112A
出所 広島港長公示第1号(令和6年7月16日)



★6年299項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区 施設灯一時撤去

六管区水路通報6年26号283項削除
期間 令和6年7月24日～10月15日(予備日10月16日～31日)
名称 徳山下松港出光興産第1号係留用施設灯
位置 33-59.5N 131-45.7E
備考 仮灯(黄色、毎4秒に1閃光)を設置
海図 W1133B-W126-JP126
参照書誌 411 5143.8番
出所 第六管区海上保安本部



★6年300項 豊後水道 - 宇和島港 花火打ち上げ

期 間 令和6年7月22日の2000~2030(予備日27日)

区 域 33-13-32N 132-32-50Eの地点を中心とする
半径250mの円内

備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置

海 図 W138

出 所 宇和島海上保安部

